

令和8年度「ひょうご安全の日のつどい」交流ひろば 出展要領

1. 「交流ひろば」概要

(1) 趣 旨

「ひょうご安全の日のつどい」において、県民の防災・減災意識の向上を図るため、防災関係機関等による活動などの展示を実施する。

(2) 日 時

令和9年1月17日（日） 10:30 ～ 15:00

(3) 場 所

HAT神戸 なぎさ公園（神戸市中央区脇浜海岸通）

(4) その他

- ①「震災を経験していない若者への経験・教訓の継承」に重点を置いた内容で実施する。
- ②出展者による炊き出し等ブースにおける調理及び飲食物の提供を行う。

2. 出 展

(1) 対象者

防災等に関する活動・事業に取り組んでいる公的機関、県民グループ、自主防災組織、ボランティアグループ、学校、大学、NPO法人、防災関係企業等で「ひょうご安全の日のつどい」の開催趣旨に賛同する者

※ その他、「ひょうご安全の日のつどい」協賛企業・団体による出展あり

(2) 出展者募集期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）

※締切後の申込は、出展場所等その他のご要望に応えられない場合がありますので、締切を厳守いただくようお願いします。

(3) 出展内容

① テーマ

- ・「ひょうご安全の日のつどい」のテーマである「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」「繋ぐ」の趣旨に沿ったもの
- ・「若者への経験・教訓の継承」の趣旨に沿ったもの

※ いずれも、来場者が気軽に見学でき日々の生活に役立つような内容としてください。

区分	「ひょうご安全の日のつどい」のテーマ			
	忘れない 伝える	活かす	備える	繋ぐ
出展 テーマ 例	・救助活動 ・被災者生活支援、 こころのケア ・復興まちづくり ・防災教育	・次世代への経験と 教訓の継承・発信	・災害情報 ・食糧等の備蓄 ・住まいの備え ・津波・高潮への備え ・自主防災活動 ・企業の防災活動への 参加	・若者世代による災 害の教訓の発信 ・県外・海外被災地 との交流

② 出展例

- ・ 地域、学校、企業等で行っている防災活動の展示、防災用品等の販売
- ・ ボランティアグループ、NPO法人等による被災地での支援活動の紹介 等

(4) 出展料

- ① 法人税法上の普通法人：50,000 円（1 テント当たり）
- ② 上記①以外：無料

（上記の例示）
① 株式会社、特例有限会社、非営利型法人でない一般社団法人・一般財団法人等
② NPO法人、学校法人、収益事業を行わない任意団体等

(5) 出展に係る経費

主催者側で準備する設備・備品以外の出展に係る経費については全て出展者の負担となります。

【主催者側で準備する設備・備品】

- ・ パイプテント（幅 5.4m×奥行 3.6m 又は 幅 2.7m×奥行 3.6m）
- ・ テーブル（60cm×180cm）、パイプイス
- ・ テント吊下げ看板（20cm×90cm）、パネル展示ボード（90cm×180cm）
- ・ 電源（AC100V）、消火器

3 注意事項

- (1) 主催者は、危険を伴う実演や騒音・臭気・振動などが発生するおそれのある出展物で、「ひょうご安全の日のつどい」の運営に支障をきたすおそれがあると認められるものについては、その出展を制限又は中止させていただく場合があります。また、実演によって隣接する出展者等から苦情が出たり、会場の保全、管理、秩序の維持や来場者の安全に支障があると認められる場合においても、必要な対策を要求することがあります。
- (2) 主催者は、会場全般の管理、保全に当たりますが、天災、その他不可抗力により発生した展示物の損傷、紛失、盗難等については、その責任を負いません。
また、天災、悪天候その他不可抗力によって、開催を中止する場合がありますが、中止による出展者側の発生経費については補償の責を負いません。
- (3) 電源（AC100V）は主催者で用意しますので、ガソリン等を燃料とする発電機等の使用は認めません。テント内またはその周辺で電気を使用される場合は、電気使用に関する責任者を定め、取扱いについては、出展決定通知時に送付する「電気器具安全チェック表」にて点検し、チェック表は各自で保管してください。
- (4) テント内またはその周辺で火気を使用される場合は、火気使用に関する責任者を定め、取扱いについては出展決定通知時に送付する「火気使用器具安全チェック表」にて点検し、チェック表は各自で保管してください。
- (5) 飲食物を提供する出展者は、事務局でまとめて保健所への「臨時営業開始届」を行います。
なお、神戸市ホームページ（[神戸市：イベントで食品を扱うときの注意 \(kobe.lg.jp\)](http://kobe.lg.jp)）で調理・提供できる食品、できない食品の例等の注意事項を必ずご確認ください。
- (6) 対象火気器具等を使用する出展者は、事務局がまとめて消防署へ「露店等の開設届」を行います。
なお、対象火気器具などは、神戸市ホームページ（[神戸市：火災予防に関する対策が必要な催し \(kobe.lg.jp\)](http://kobe.lg.jp)）でご確認ください。

- (7) 出展決定後、出展内容により官公庁による許可が必要な場合は、出展者において対応していただき、許可書などの写しを事務局に提出してください。
なお、飲食物を提供する出展者は、事務局でまとめて保健所への臨時営業開始届を行います。
- (8) 出展者による出火や事故等が発生した場合の補償等の責任は出展者が負うものとします。
- (9) 後片付けは交流ひろば終了後（15:00～）に行ってください。
- (10) 炊き出しを実施する出展者の食料、飲料配布開始時間は10:30以降とします。
なお、追悼行事の間（11:45～12:30）は中断いただきますようお願いいたします。
- (11) 出展場所の割り当てについては事務局にて決定させていただきますので、予めご了承ください。
- (12) 公園内での喫煙および芝生への車両の乗り入れは厳禁です。なぎさ公園を管理する港湾局神戸港管理事務所からも厳に慎むように言われています。
- (13) 本出展要領に定めのないものについては、その都度主催者で決定します。

以 上